

## 特定生産緑地（昭島市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

生産緑地 地区番号	特定生産 緑地番号	位 置	特定生産緑地面積	公示日	図面番号
254	188-1	福島町二丁目地内	約 840 m <sup>2</sup>	令和6年1月1日	1
255	188-2	福島町二丁目地内	約 570 m <sup>2</sup>	令和6年1月1日	1

「区域は指定図表示のとおり」